

市民相談(8月分)

(予約は電話で)
祝日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場市役所1階市民相談室101・102
問広報広聴課
TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼**弁護士**※**予**
(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30

▼**司法書士**※**予**
(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記、供託・測量・境界・分筆など

▼**司法書士・土地家屋調査士**※**予**
(1人30分・先着各4人)
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

▼**税理士**※**予**
(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼**行政書士**※**予**
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼**宅地建物取引士**※**予**
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※**予**相談日の1週間前13:00から電話予約。予約日が休日の時は翌開庁日の13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼**行政相談委員**※**予**前日までに
第4火曜日10:00~12:00

学校現場を取り巻く環境が変化する中、教職員の職務は多岐にわたり、その時間的、精神的負担が増大し、全国的な課題として、その対応が求められる

学校閉庁日について


▽特別障がい者手当
20歳以上で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別な介護が必要な障がい者に対して支給される手当です。
▽障がい児福祉手当
20歳未満で重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時特別な介護が必要障がい児に対して支給される手当です。
▽障がい者手帳の1・2級(障がい別等級)所持者
▽身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり、常時介護を要する人
▽最重度の知的障がいまたは精神の障がいがある人で、日常生活において常時介護を要する人
▽身体障がいまたは重度の知的障がいもしくは精神の障がいがある人が、その状態が①③と同程度と認められる人
▽いずれの手当を受給する場合も在宅の人が対象です。
また、所得制限がありますので、事前に相談してください。
問障がい福祉課
TEL06・6992・1630

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業の実施
10月31日の時点で未婚(法律婚したことのない者、事実婚の状態がない者)の児童扶養手当受給者に対して、臨時給付金を給付します。
申請方法などの詳細は、7月下旬に送付した児童扶養手当の現況届けお知らせに同封しています。
備申請期間は8月1日(木)~11月29日(金)
問子育て支援課
TEL06・6992・1647

市教育委員会は、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実を図ることができるよう、学校における働き方改革に取り組みます。今年度も、その取り組みの一つとして、夏季休業中の学校閉庁日(原則、教職員が学校に勤務しないため、外部対応を行わない日)を次のとおりに設定します。
▽学校閉庁日の設定期間について
8月13日(火)~8月17日(土)
▽学校閉庁日の緊急連絡先について
問学校教育課(午前9時~午後5時30分)
TEL06・6995・3155
▽その他
非常変災時には避難所開設を通常どおり行います。
入会・登録児童室の開室、学校施設目的外使用は通常どおり行います。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者で、現況届の提出が必要な人には通知しますので、必ず提出してください。
提出がないと手当が支給されない場合があります。必ず本人が提出してください(代理人や郵送での申請は不可)。
児童扶養手当現況届受付期間
8月1日(木)~30日(金)午前9時~午後5時
特別児童扶養手当現況届受付期間
8月9日(金)~9月11日(水)午前9時~午後5時

愛の献血



時・場▽8月12日(祝・月)10:00~12:00、13:00~16:00
イオンモール大日駅前ロータリー付近
▽25日(日)10:00~16:00
イオンモール大日駅前ロータリー付近
守口ライオンズクラブ主催。骨髓バンクドナー登録あり
▽28日(水)10:00~12:00、13:00~16:00
守口市役所正面玄関前駐車場
問守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課内) TEL06-6992-1570

例月出納検査の結果

5月分例月出納検査は、6月24日に、高瀬久美子、久保篤彦、立住雅彦の各監査委員によって行われ、正確であることが認められました。
問監査委員事務局
TEL06・6992・1795

進路選択支援相談員による相談

内進路や奨学金のことなど
時8月30日(金)14:00~18:00
場大日サービスコーナー
(イオンモール大日内)
問学校教育課
TEL06-6995-3151

障がい者(児)各種手当の現況確認

現在、特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している人へ、8月に現況届を送付します。
提出期限までに障がい福祉課に書類を必ず提出してください。
提出期間
8月8日(木)~9月11日(水)

手当の案内

▽特別障がい者手当
20歳以上で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別な介護が必要な障がい者に対して支給される手当です。
対①身体障がい者手帳1・2級(障がい別等級)の異なる身体障がい者が重複している人
②重度の身体障がいと最重度の知的障がい重複している人
③重度の精神障がいまたは最重度の知的障がいであって、日常生活で動作・行動が著しく困難な状態にある人など
▽障がい児福祉手当
20歳未満で重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時特別な介護が必要障がい児に対して支給される手当です。


児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者で、現況届の提出が必要な人には通知しますので、必ず提出してください。
提出がないと手当が支給されない場合があります。必ず本人が提出してください(代理人や郵送での申請は不可)。
児童扶養手当現況届受付期間
8月1日(木)~30日(金)午前9時~午後5時
特別児童扶養手当現況届受付期間
8月9日(金)~9月11日(水)午前9時~午後5時

たる安静を必要とする病状があり、常時介護を要する人
③最重度の知的障がいまたは精神の障がいがある人で、日常生活において常時介護を要する人
④身体障がいまたは重度の知的障がいもしくは精神の障がいがある人が、その状態が①③と同程度と認められる人
いずれの手当を受給する場合も在宅の人が対象です。
また、所得制限がありますので、事前に相談してください。
問障がい福祉課
TEL06・6992・1630

ヘルプカードがダウンロードできます

災害時や日常生活で困ったときなどに配慮を必要とする人が、より援助を得やすくなるよう、緊急連絡先などを記載して携帯できる「ヘルプカード」のテンプレートを作成しました。市ホームページでダウンロードができます。
なお、鞆などにつけることができます。「ヘルプマーク」は、障がい福祉課と市民保健センターで配布しています。
問障がい福祉課
TEL06・6992・1630
FAX06・6991・2494



生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報を受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。
市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。
問生活福祉課 TEL06-6992-1593 Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

専用電話番号06-6998-7921 受付時間平日9:00~17:30

次の情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に譲渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない